

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金のご案内

R3.10.27時点

大阪府知事が決定した営業時間短縮の要請に応じた事業者に対して、営業時間短縮協力金を支給しています。

要請期間毎に申請が必要です。期限までにお忘れなくお手続きください。

	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
第1期 協力金 (大阪府全域)	要請 1/14 - 2/7	受付 2/8 - 3/22			再申請受付 4/27 - 5/14						
第2期 協力金 (大阪府全域)		要請 2/8 - 2/28	受付 3/8 - 5/14								
第3期 協力金 (府・市) (大阪市全域)	緊急事態宣言 (1/14-2/28)		要請 3/1 - 4/4	受付 4/8 - 5/27							
第4期 協力金 (大阪市内)		(注) 大阪市内と大阪市外で要請期間・内容及び支給内容が異なります。		要請 4/5 - 4/24	受付 5/20 - 7/7						
(大阪市外)			要請 4/1 - 4/24	受付 5/20 - 7/7							
第5期 協力金 (大阪府全域)				要請 4/25 - 5/31	受付 6/8 - 7/19						
第6期 協力金 (大阪府全域)					要請 6/1 - 6/20	受付 7/1 - 8/11					
第7期 協力金 (大阪府全域)				緊急事態宣言 (4/25-6/20)		要請 6/21 - 7/11	要請 7/12 - 8/1	要請 8/2 - 8/31			
						受付【早期給付】 7/21 - 7/31	受付【本申請】 8/16 - 9/27				
第8期 協力金 (大阪府全域)							要請 9/1 - 9/12	要請 9/13 - 9/30			
							先行受付【早期給付】 9/14 - 9/23	受付【一般受付】 9/24 - 11/4			
第9期 協力金 (大阪府全域)							緊急事態宣言 (8/2-9/30)		要請 10/1 - 10/24	受付 11/1 - 12/13	